

最近の金融行政の動向について (国際的な金融規制改革の動向)

平成25年2月27日
金融庁総務企画局総務課国際室

目次

1. 国際金融規制改革の動き	2
2. バーゼルⅢ	6
3. システム上重要な金融機関	10
4. シャドーバンキング	13
5. 店頭デリバティブ規制改革	16
6. LEI（取引主体識別子）	20

1. 国際金融規制改革の動き

国際金融規制改革

リーマンショック(2008年9月)
世界的な金融危機へ発展



G20首脳会合(2008年11月ワシントン~)
危機防止のための金融規制改革の推進

1. 国際的な金融規制改革の進捗

- ① バーゼルⅢ(国際的に活動する銀行の自己資本規制・流動性規制)
- ② システム上重要な金融機関への対応(「大きすぎて潰せない金融機関」に対処するための上乗せ規制等)
- ③ シャドールバンキングの規制・監督の見直し(ヘッジファンド、ノンバンク等による銀行類似の活動への規制)
- ④ 店頭デリバティブ市場の透明性・安定性向上のための改革(取引所外のデリバティブ市場をより安全に)

2. 日本の主張

- 中長期的に強固な金融システムを構築
- 実体経済への影響に配慮(バランスのとれた規制、十分な経過期間)
- 国際的な合意は着実に実施

3. 各国独自の金融規制改革の問題

他国の金融機関・市場に不測の影響を与えかねない各国独自の規制の動き

金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み

G20首脳会合

FSB
(金融安定理事会)

- ・G20諸国等の財務省・中央銀行・監督当局及び国際機関等をメンバーとする、国際的な金融安定上の課題を議論する場。
- ・事務局はスイス・バーゼル(当庁及び日銀からも事務局に職員を派遣)。



BCBS
(バーゼル銀行監督委)

- ・各国・地域の銀行監督当局や中央銀行等から構成されている国際機関。
- ・いわゆるバーゼルⅢなど、銀行に関する原則・指針等の国際的なルールを策定。
- ・事務局はスイス・バーゼル。

IOSCO
(証券監督者国際機構)

- ・各国・地域の証券監督当局や証券取引所等から構成されている国際機関。
- ・証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールを策定。
- ・主要な意思決定を行うのは代表理事会(議長:日本・金融庁)。
- ・事務局はスペイン・マドリッド(当庁からも事務局に職員を派遣)。

IAIS
(保険監督者国際機構)

- ・各国・地域の保険監督当局等から構成されている国際機関。
- ・国際的な保険監督に関するルールを策定、保険監督者の協調を促進。
- ・主要な意思決定を行うのは執行委員会。
- ・事務局はスイス・バーゼル(事務局長は日本の河合美宏氏。日本からは、この他にも当庁等より事務局に職員を派遣)。

G20財務大臣・中央銀行総裁会議〈2013年2月15・16日〉

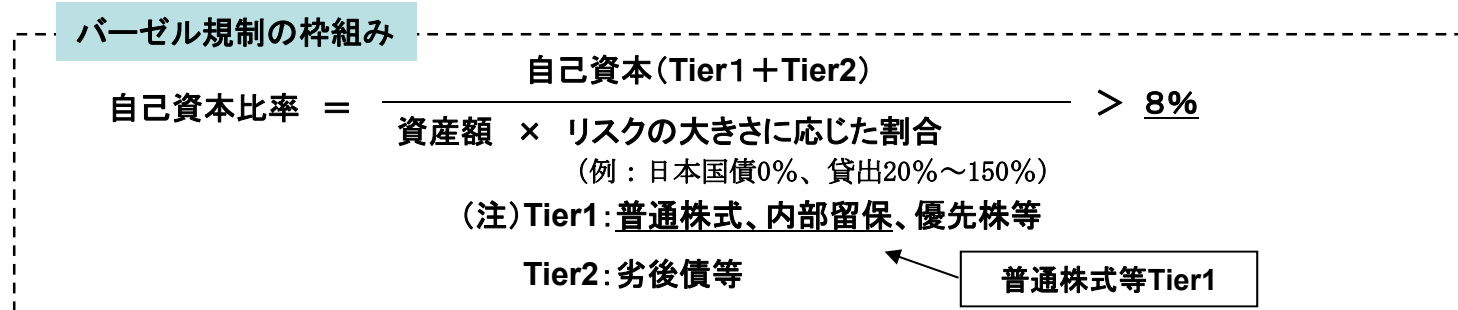
金融規制改革について、これまでの進捗を確認するとともに、更なる推進が合意された。

1. バーゼルⅢや店頭デリバティブ市場改革等の国際的に合意された金融セクター改革の完全、適時かつ一貫した実施に引き続きコミット
2. 店頭デリバティブ市場改革の実施に関し、
 - ① 国内の規制枠組みと域外との抵触、不整合、ギャップ及び重複の回避を確保するために全ての国・地域が引き続き協力していくことを奨励
 - ② 規制改革のマクロ経済上の影響評価の結果を期待
3. シャドーバンキングセクターに対する規制・監視の強化に向けた取組みを再確認
4. 外部格付への依存低減に向けたFSB及び基準設定主体の更なる取組みを要請
5. 金融指標の監視及びガバナンスの枠組みの改善に向けた措置の更なる進捗を期待
6. グローバルなLEI(取引主体識別子)システムを2013年3月に立ち上げるためのLEI財団の設立を期待
7. 質の高い単一の会計基準を達成するため、主要なプロジェクトの2013年末までの最終化を要請
8. 財政上の自立性及び組織基盤の強化を伴うFSBの法人化を歓迎
9. 金融包摂・金融消費者保護に関する作業の進捗を歓迎

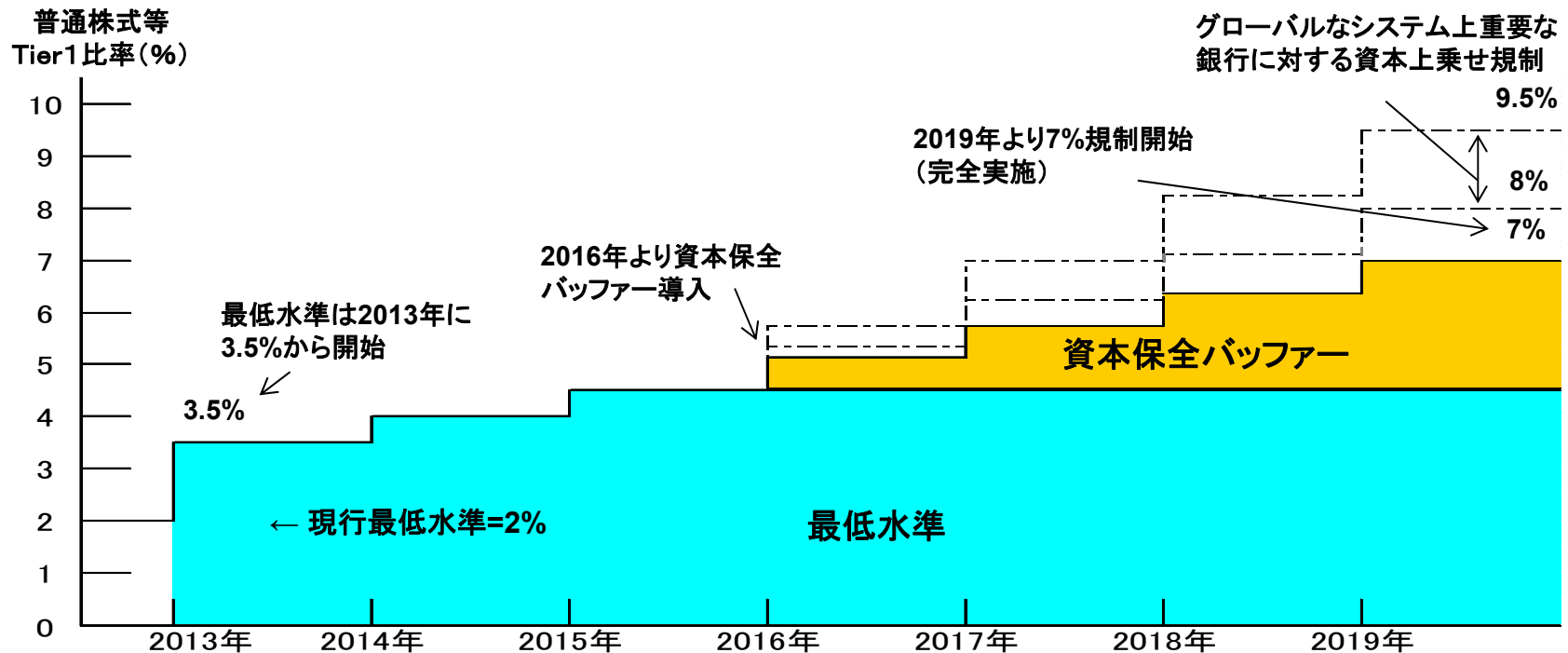
2. バーゼルⅢ

バーゼルⅢ－銀行の自己資本規制の新たな枠組み－

- 金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行について、適切なリスク管理を促し健全性を確保するため、自己資本の質・量の向上を求める自己資本規制の強化等に2010年12月に合意。
(2013年から2019年にかけて段階的に実施)。



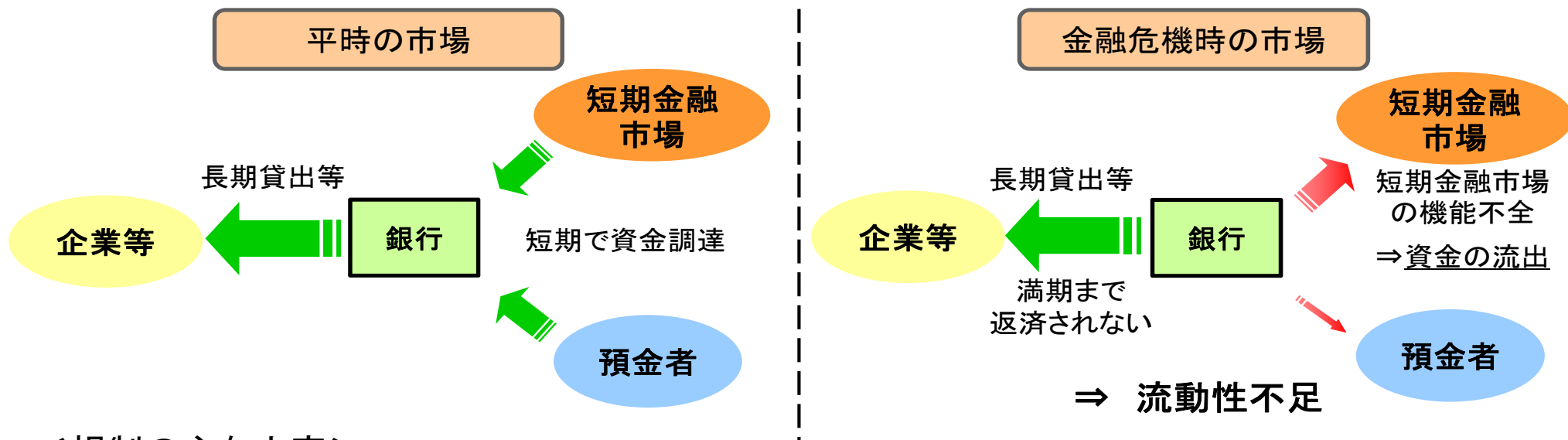
※ 2013年～2019年の普通株式等Tier1比率の向上の段階的実施のイメージ



バーゼルⅢ－流動性規制－

<規制導入の経緯>

○ 金融危機の際、多くの銀行で、十分な資本を持ちながら、流動性が十分でないために、資金繰りに問題が発生。



<規制の主な内容>

○ こうした教訓を踏まえ、2010年12月にバーゼルⅢ枠組みの一環として、流動性比率規制に合意。

$$\text{流動性カバレッジ比率} = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間の資金流出見込額}} \geq 100\% \\ (\text{Liquidity Coverage Ratio})$$

<今回の見直しの概要>

○ 本規制につき、本年1月6日に開催された中央銀行総裁・銀行監督当局長官会議(GHOS)において、規制内容の調整や、2015年からの段階的適用を行うことに合意。

<参考>流動性規制の具体的内容

適格流動資産(分子)

適格流動資産(HQLA: high quality liquid assets)は以下のように分類される。

(1)レベル1 資産

- ・ 現金、中央銀行準備金、国債等
- ・ 分子に算入する上で制限なし

(2)レベル2 資産

- ・ 市場性のやや劣る国債・社債や、株式・住宅ローン担保証券で、一定の条件を満たすもの
- ・ 分子に算入する上で上限あり(HQLA 全体の40%。なお、一部のレベル2資産(レベル2B 資産)は15%が上限)

危機時の資金流出額(分母)

- ・ 資金流出額は、危機時に想定される流出見込み額から流入見込み額を差し引いたもの(30 日間を想定)
- ・ 流出見込み額は、預金等の負債項目ごとの金額に、流出が見込まれる割合を掛けることにより算出
- ・ 流入見込み額は、貸出等の債権の額に、流入が見込まれる割合を掛けることにより算出(流入見込み額は、流出見込み額の75%が上限)

その他

- ・ 流動性カバレッジ比率は、段階的实施の期間が終了した後、平時には100%を下回らないことを求めるもの
- ・ 他方、危機時には、銀行は保有する適格流動資産を利用することで100%を下回ることが認められる

3. システム上重要な金融機関

システム上重要な金融機関

- 金融危機において、一部の大手金融機関を公的資金で救済したことに伴う「大きすぎて潰せない」モラルハザードの問題に対処するため、「システム上重要な金融機関（Systemically Important Financial Institutions: SIFIs－シフィーズ）」について①破綻予防のための規制枠組み、②円滑な破綻処理の枠組み、③監督の実効性の向上等を検討し、順次実施。

	グローバルな システム上重要な金融機関	国内の システム上重要な金融機関
銀行	2011年11月カンヌ・サミットで合意	2012年10月に枠組みを公表
保険	2013年春までに検討完了予定 (2012年5月・10月に市中協議文書を公表)	未定
その他	市場インフラやノンバンク等について 検討中	未定

＜参考＞グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)一覧

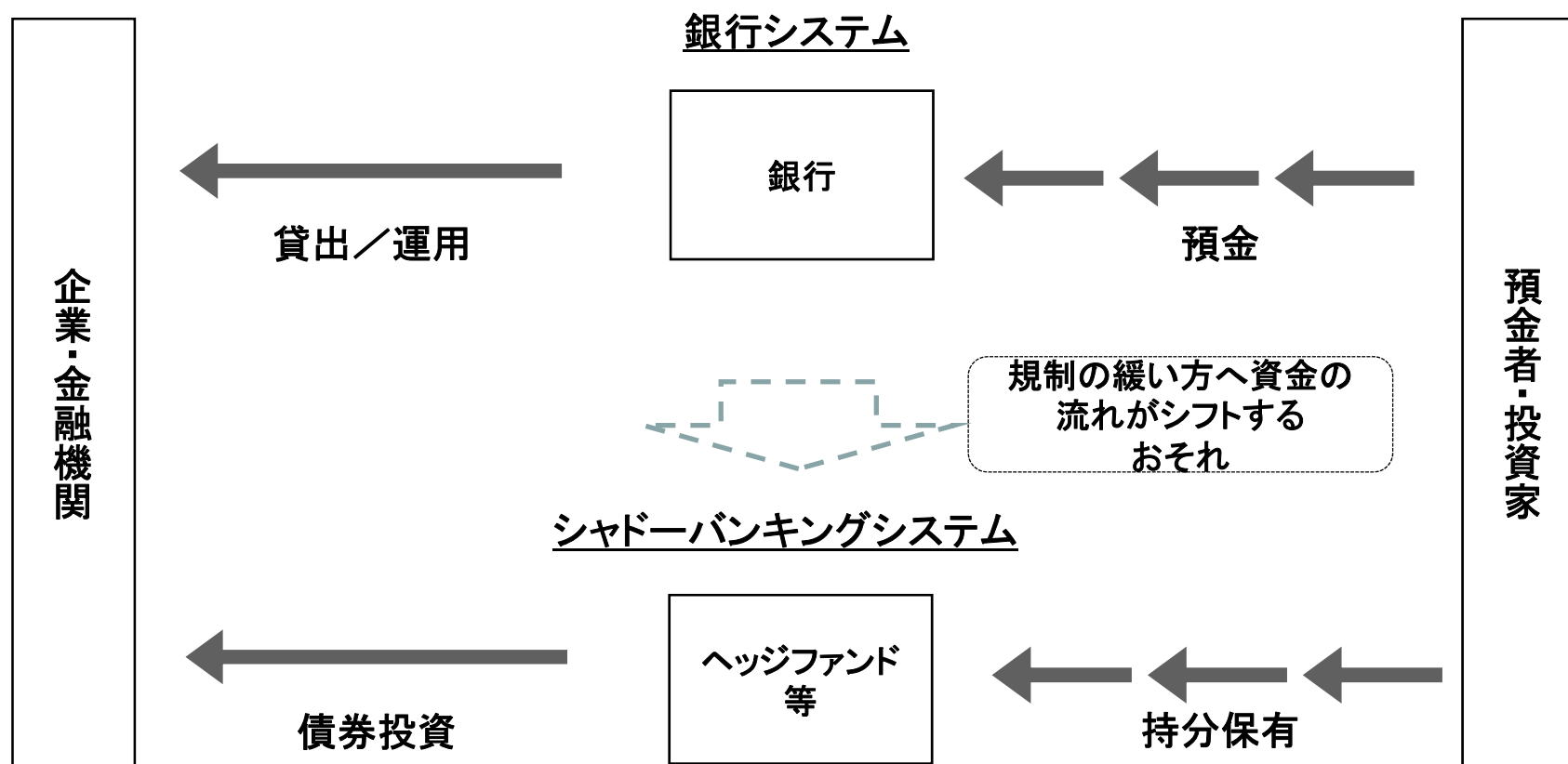
2009年末データでのG-SIBs暫定一覧 (2011年11月公表済)	2011年末データでのG-SIBs暫定一覧 (2012年11月公表済)																																																																						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">Bank of America</td><td style="width: 50%;">Lloyds Banking Group</td></tr> <tr><td>Bank of China</td><td>Mitsubishi UFJ FG</td></tr> <tr><td>Bank of New York Mellon</td><td>Mizuho FG</td></tr> <tr><td>Banque Populaire CdE</td><td>Morgan Stanley</td></tr> <tr><td>Barclays</td><td>Nordea</td></tr> <tr><td>BNP Paribas</td><td>Royal Bank of Scotland</td></tr> <tr><td>—</td><td>Santander</td></tr> <tr><td>Citigroup</td><td>Société Générale</td></tr> <tr><td>Commerzbank</td><td>—</td></tr> <tr><td>Credit Suisse</td><td>State Street</td></tr> <tr><td>Deutsche Bank</td><td>Sumitomo Mitsui FG</td></tr> <tr><td>Dexia</td><td>UBS</td></tr> <tr><td>Goldman Sachs</td><td>Unicredit Group</td></tr> <tr><td>Group Crédit Agricole</td><td>Wells Fargo</td></tr> <tr><td>HSBC</td><td>(アルファベット順)</td></tr> <tr><td>ING Bank</td><td></td></tr> <tr><td>JP Morgan Chase</td><td></td></tr> </table>	Bank of America	Lloyds Banking Group	Bank of China	Mitsubishi UFJ FG	Bank of New York Mellon	Mizuho FG	Banque Populaire CdE	Morgan Stanley	Barclays	Nordea	BNP Paribas	Royal Bank of Scotland	—	Santander	Citigroup	Société Générale	Commerzbank	—	Credit Suisse	State Street	Deutsche Bank	Sumitomo Mitsui FG	Dexia	UBS	Goldman Sachs	Unicredit Group	Group Crédit Agricole	Wells Fargo	HSBC	(アルファベット順)	ING Bank		JP Morgan Chase		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">【バケット5 (3.5% ※)】</td><td style="width: 50%;">Royal Bank of Scotland</td></tr> <tr><td>—</td><td>UBS</td></tr> <tr><td>【バケット4 (2.5% ※)】</td><td>【バケット1 (1.0% ※)】</td></tr> <tr><td>Citigroup</td><td>Bank of China</td></tr> <tr><td>Deutsche Bank</td><td>BBVA (新)</td></tr> <tr><td>HSBC</td><td>Group BPCE</td></tr> <tr><td>JP Morgan Chase</td><td>Group Crédit Agricole</td></tr> <tr><td>【バケット3 (2.0% ※)】</td><td>ING Bank</td></tr> <tr><td>Barclays</td><td>Mizuho FG</td></tr> <tr><td>BNP Paribas</td><td>Nordea</td></tr> <tr><td>【バケット2 (1.5% ※)】</td><td>Santander</td></tr> <tr><td>Bank of America</td><td>Société Générale</td></tr> <tr><td>Bank of New York Mellon</td><td>Standard Chartered (新)</td></tr> <tr><td>Credit Suisse</td><td>State Street</td></tr> <tr><td>Goldman Sachs</td><td>Sumitomo Mitsui FG</td></tr> <tr><td>Mitsubishi UFJ FG</td><td>Unicredit Group</td></tr> <tr><td>Morgan Stanley</td><td>Wells Fargo</td></tr> <tr><td></td><td>(バケット内 アルファベット順)</td></tr> </table>	【バケット5 (3.5% ※)】	Royal Bank of Scotland	—	UBS	【バケット4 (2.5% ※)】	【バケット1 (1.0% ※)】	Citigroup	Bank of China	Deutsche Bank	BBVA (新)	HSBC	Group BPCE	JP Morgan Chase	Group Crédit Agricole	【バケット3 (2.0% ※)】	ING Bank	Barclays	Mizuho FG	BNP Paribas	Nordea	【バケット2 (1.5% ※)】	Santander	Bank of America	Société Générale	Bank of New York Mellon	Standard Chartered (新)	Credit Suisse	State Street	Goldman Sachs	Sumitomo Mitsui FG	Mitsubishi UFJ FG	Unicredit Group	Morgan Stanley	Wells Fargo		(バケット内 アルファベット順)
Bank of America	Lloyds Banking Group																																																																						
Bank of China	Mitsubishi UFJ FG																																																																						
Bank of New York Mellon	Mizuho FG																																																																						
Banque Populaire CdE	Morgan Stanley																																																																						
Barclays	Nordea																																																																						
BNP Paribas	Royal Bank of Scotland																																																																						
—	Santander																																																																						
Citigroup	Société Générale																																																																						
Commerzbank	—																																																																						
Credit Suisse	State Street																																																																						
Deutsche Bank	Sumitomo Mitsui FG																																																																						
Dexia	UBS																																																																						
Goldman Sachs	Unicredit Group																																																																						
Group Crédit Agricole	Wells Fargo																																																																						
HSBC	(アルファベット順)																																																																						
ING Bank																																																																							
JP Morgan Chase																																																																							
【バケット5 (3.5% ※)】	Royal Bank of Scotland																																																																						
—	UBS																																																																						
【バケット4 (2.5% ※)】	【バケット1 (1.0% ※)】																																																																						
Citigroup	Bank of China																																																																						
Deutsche Bank	BBVA (新)																																																																						
HSBC	Group BPCE																																																																						
JP Morgan Chase	Group Crédit Agricole																																																																						
【バケット3 (2.0% ※)】	ING Bank																																																																						
Barclays	Mizuho FG																																																																						
BNP Paribas	Nordea																																																																						
【バケット2 (1.5% ※)】	Santander																																																																						
Bank of America	Société Générale																																																																						
Bank of New York Mellon	Standard Chartered (新)																																																																						
Credit Suisse	State Street																																																																						
Goldman Sachs	Sumitomo Mitsui FG																																																																						
Mitsubishi UFJ FG	Unicredit Group																																																																						
Morgan Stanley	Wells Fargo																																																																						
	(バケット内 アルファベット順)																																																																						
計29行	計28行																																																																						

※G-SIBs(Global Systemically Important Banks)は、各区分に従い、バーゼルⅢの規制水準に上乗せした自己資本を求められる。

4. シャドーバンキング

シャドーバンキング（銀行システム以外で行う信用仲介）

- ヘッジファンド、MMF（マネー・マーケット・ファンド）など、実質的に銀行に類似した信用仲介活動を行っている銀行以外の主体・活動（シャドーバンキング）のシステムック・リスクに対する規制・監視のあり方を検討中（2013年9月に開催予定の Санктペテルブルク・サミットまでに政策措置を最終化する予定）



ヘッジファンド：少人数の投資家から資金を集め、積極的にリスクを取り、高収益を目指すファンド。

MMF：信用度が高く、残存期間の短い内外の公社債を中心に投資を行うファンド（預金に代わる安全性の高い資金運用先として認識されている）。

シャドーバンキング（銀行システム以外で行う信用仲介）

＜2011年11月カンヌ・サミットにおいて合意された5つのシャドーバンキングの検討分野の進捗状況＞

① 銀行のシャドーバンキングへの関与（バーゼル規制委員会）[本年半ばまでに提言を策定]

銀行とシャドーバンキングの規制上の連結のあり方や銀行のシャドーバンキング向け出資に係るリスク算出方法といった銀行への規制を通じたシャドーバンキングに対する規制・監督のあり方の検討。

② マネー・マーケット・ファンド（money market funds: IOSCO）[昨年10月に最終報告書を公表]

MMFの取付騒ぎやその他のシステムリスクを削減するための政策措置（MMFの組入資産評価方法、流動性管理のあり方等）を提言。

③ 他のシャドーバンキング主体（other shadow banking entities: FSB）[本年9月に最終報告を予定]

MMF以外のシャドーバンキング主体のリスクを把握するために必要なデータ収集・モニタリングのあり方や各主体が果たす経済的な機能に伴うリスクに着目した政策措置等の検討。

④ 証券化商品（securitisation: IOSCO）[昨年11月に最終報告書を公表]

証券化商品の原資産リスクの一部保有義務、透明性の向上及び標準化等のあり方を提言。欧米では、適用対象機関等に差異が認められるものの、原則5%の原資産リスクの保有義務が課されている。

⑤ 貸株・レポ取引（securities lending and repos: FSB）[本年9月に最終報告を予定]

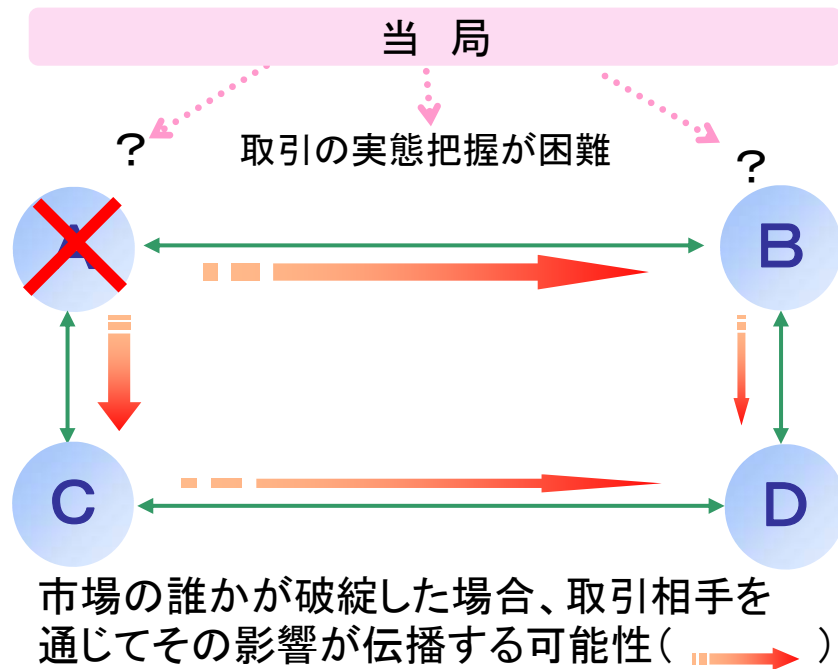
貸株・レポ取引市場の透明性を高めるためのデータ収集や情報開示のあり方、貸株・レポ取引の適切な担保管理のあり方、金融システムのレバレッジ抑制のために最低限の担保の掛け目（ヘアカット）の実施を求める規制等のあり方等の検討。

5. 店頭デリバティブ規制改革

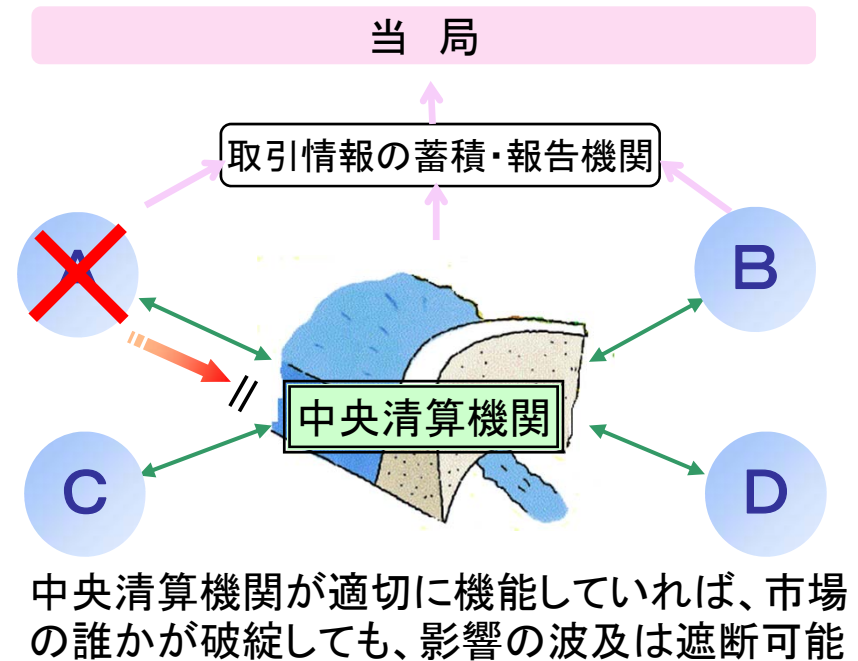
店頭デリバティブ市場改革

- 2009年 G20ピッツバーグ・サミットにおいて、2012年末を期限とした店頭デリバティブ市場改革に合意。
- 2010年 金融商品取引法改正において、中央清算機関の利用義務や取引の報告義務などを規定。
- 2012年 金融商品取引法改正において、電子取引システムの使用義務を規定。

金融危機時の店頭デリバティブ市場の問題点



店頭デリバティブ市場改革の概要(2010年改正)



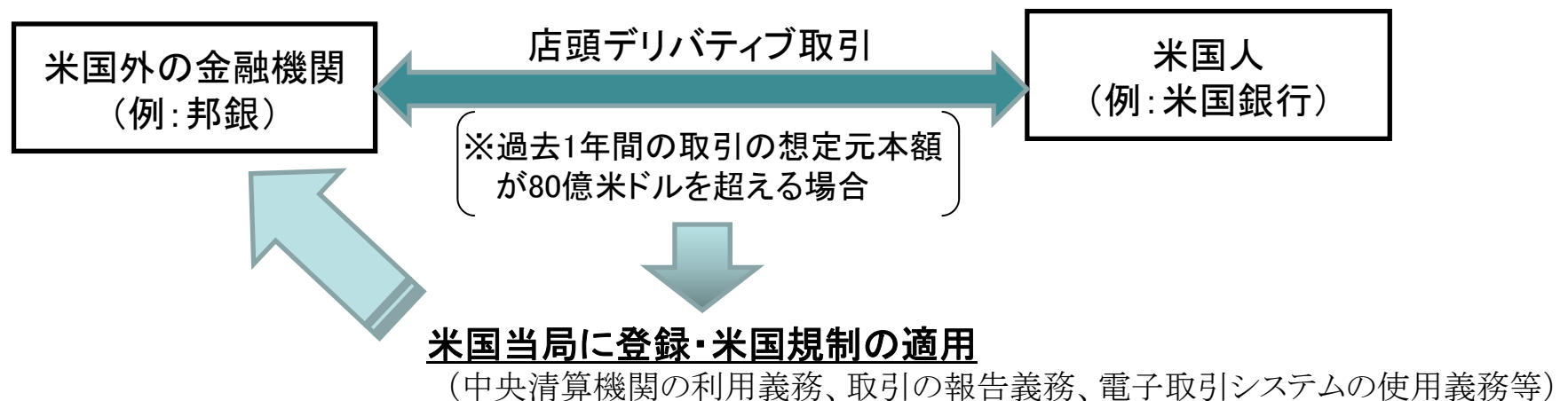
<参考> 中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制

G20の要請を受けたBCBS・IOSCOの共同作業部会が、2013年2月15日、第2次市中協議報告書を公表。システミックリスクの低減と清算機関の利用促進を目的に、中央清算されないデリバティブ取引を行う金融機関等による当初証拠金と変動証拠金の授受を提言。2013年9月のG20に最終報告書を提出予定。

クロスボーダー取引に係る米国店頭デリバティブ規制案(2012年7月公表)の概要及び日本の対応

<規制の主な内容>

- 非米国金融機関が、米国人と一定額以上の店頭デリバティブ取引を行う場合には、米国商品先物取引委員会(CFTC)にスワップ・ディーラーとして登録しなければならない。



<日本の考え方>

- ① 最大限、相手国の規制を信頼すべき。
- ② 規制の重複、過剰規制を回避すべき。

(参考)

- 金融庁は、コメントレターを発出(2012年8月13日(日銀と連名)、2013年2月6日)
- 金融庁は、英国財務省、仏財務省、欧州委員会とともに、閣僚級共同レターを発出(2012年10月17日)
- 米国議会下院農業委員会小委において証言(2012年12月13日)

クロスボーダー店頭デリバティブ市場規制における原則等に関する共同プレス声明

2012年11月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、規制のクロスボーダーでの適用を含む、各国の国内規制枠組みの抵触、不整合及びギャップを確認し、対処するために、2012年末までに店頭デリバティブ改革に関する法規則の整備を迅速に実施し、行動することに合意。



<共同プレス声明の公表(2012年12月5日)>

- 日米欧等の主要当局は、クロスボーダーで店頭デリバティブ取引を行う主体や取引に対する規制・監督の在り方について国際協調を促進する観点から、クロスボーダー店頭デリバティブ市場規制における原則等に関するプレス声明を公表。

<主な内容>

- 清算集中義務対象商品を決定する際の各国協議の実施
- 情報共有と監督・執行協力のための国際取極めの締結
- G20コミットメントに則った店頭デリバティブ改革の早急な実施及び規制の円滑な実施のための合理的な移行期間の設置
- FSBやIOSCO等における国際的な議論に引き続き積極的に参加
- 今後の検討分野：
クロスボーダー規制の範囲、及び規制遵守に関する制度認証又は代替的コンプライアンス措置

6. LEI(取引主体識別子)

LEI (Legal Entity Identifier: 取引主体識別子)

<LEIとは>

- 金融危機後、金融取引の実態把握強化のため、金融取引主体である法人に世界共通の識別方式があれば効率的・効果的であるとの考え方に立って、取引主体識別子(LEI: Legal Entity Identifier)について世界的な検討が進行中。世界共通のLEIが実現すれば、システミック・リスクの把握に有用。
- 例えば米国、欧州、カナダでは、今後まず店頭デリバティブ取引情報の報告に際してLEIの使用を求める方向性が示されている。

<これまでの進捗>

- ロスカボス・サミット(2012年6月)において、LEIシステム整備のための枠組みに関するFSBの提言を承認。
- 2012年11月、LEIシステムのガバナンスを担うLEI規制監視委員会についての憲章を策定。本年1月に同委員会が発足。1月28日時点で、同委員会への参加当局数は、メンバーが49当局、オブザーバーが16当局(金融庁・日本銀行がメンバーとして参加)。
- 今後、本年3月までにLEIシステムに係る民間企業主体の業務運営機関を立上げる予定。

<今後の検討>

- 今後、段階的实施のあり方、費用負担、参照情報の範囲等、多様な論点について検討していく必要。